

平成27年4月14日

答申第512号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHK放送番組の平均世帯視聴時間（最新）①地上放送 ②衛星放送」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

なお、NHKでは、全国の住民基本台帳から無作為に抽出した個人を対象にした全国個人視聴率調査は実施しているが、世帯を対象にした調査は実施していない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月14日（第214回審議委員会）

第529号諮問、審議、答申